

SKJポイントサービス規約

(目的)

第1条 この規約は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下「センター」といいます。）が、センターの建築確認申請等に関する業務の利用者に対して提供するポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）について、適正かつ円滑に運営するために必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「建築主等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号に規定する建築主（同法第87条の4第1項の規定に基づき同法第6条第1項の規定を準用する建築設備にあつては設置者、同法第88条第1項の規定に基づき同法第6条第1項の規定を準用する工作物にあつては築造主）をいいます。
- (2) 「建築士事務所」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、建築士事務所として都道府県知事の登録を受けた者をいいます。

(ポイントの対象業務)

第3条 本サービスの対象となる業務（以下「対象業務」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 建築基準法に基づく確認申請（計画変更に係る確認申請を含みます。）に関する業務
- (2) 建築基準法に基づく中間検査申請に関する業務
- (3) 建築基準法に基づく完了検査申請に関する業務
- (4) 建築基準法に基づく仮使用認定申請に関する業務

(ポイント付与の対象者)

第4条 対象業務の利用者のうち、本サービスによりポイントを付与する対象者（以下「利用者」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 対象業務に係る手続きについて、建築主等から委任を受けたもの（建築主等から委任を受けた設計者から再委任を受けたものがある場合は、当該再委任を受けたもの。以下「代理者」といいます。）が法人に属する場合は当該法人
- (2) 代理者が法人に属さない場合は、当該代理者が所属する建築士事務所の開設者

(ポイントの付与)

第5条 センターは、建築主等から対象業務を引き受けた場合に、当該対象業務の利用者に対して、対象期間における申請手数料の合計金額に応じて、10,000円当たり1ポイントを付与するものとします。

- 2 前項の対象期間は、センターが対象業務を引き受けた期日が、当該年の10月1日から翌年の9月30日までの間とします。
- 3 利用者が対象期間に取得したポイントは、当該対象期間においてのみ有効とし、当該対象期間以降には持ち越さないものとします。

(取得ポイントの開示)

第6条 センターは、利用者が対象期間に取得したポイントを対象期間終了後に集計し、利用者の求めに応じて開示するものとします。

(ポイントの還元)

第7条 センターは、利用者が対象期間に取得したポイントに対して、30ポイントあたり3,000円相当のギフト券と交換します。

2 前項によるポイントの交換は、センターが利用者に対してギフト券を交付することにより行うものとします。

(規約の追加、変更、廃止等)

第8条 センターは、利用者の事前承諾を得ることなく、この規約を追加、変更、廃止できるものとします。

2 センターは、この規約の追加、変更、廃止を行った場合は、ウェブサイトへの掲載等の方法により速やかに公表するものとします。

(個人情報の取扱い)

第9条 センターは、本サービスの利用により得られた個人情報をセンターの「個人情報保護規程」に基づき適切に取り扱うものとします。

(その他)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項は別に定めます。

付 則

1 この規約は、令和4年9月20日に制定し、令和4年10月1日から施行します。

2 「SKJポイントカード」利用規定（以下「旧利用規定」といいます。）は、令和4年9月30日限りで廃止します。

3 旧利用規定により会員登録された会員が、令和4年9月30日終了時点で保有していたポイントに対する還元の方法は、旧利用規定の定めにかかわらず、センターが別に定めるものとします。